

2009年4月7日 全5頁

国税庁、上場有価証券の 評価損に関する Q&A の公表

制度調査部
鳥毛 拓馬

評価損を損金算入するに当たっての取扱いの明確化

[要約]

- 2009年4月3日、国税庁は「上場有価証券の評価損に関する Q&A」を公表した。2009年3月31日に、与党国際金融危機対応 PT がまとめた「金融証券市場への追加対策」を受けたものである。
- この Q&A は、企業が所有する上場有価証券の時価が帳簿価額に比べて 50%以上下落し、会計上、減損処理が行われた場合に、税務上その評価損を損金算入するに当たっての取扱いを明確にするべく、その判断の際の参考事例をまとめたものである。

はじめに

- 2009年4月3日、国税庁は「上場有価証券の評価損に関する Q&A」(以下、Q&A)を公表した¹。2009年3月31日に、与党国際金融危機対応 PT がまとめた「金融証券市場への追加対策」を受けたものである。
- この Q&A は、企業が所有する上場有価証券の時価が帳簿価額に比べて 50%以上下落し、会計上、減損処理が行われた場合に、税務上その評価損を損金算入するに当たっての取扱いを明確にするべく、その判断の際の参考事例をまとめたものである。
- 昨今、上場企業が有価証券評価損の計上を相次いで発表しているところであるが、会計上、減損処理を行ったとしても、税務上、必ずしも評価損を計上し損金算入できるとは限られないため、否認リスクを考慮し、損金算入しないケースが少なくないと言われている。
- これは、税務上の基準と会計基準とでは、有価証券の減損処理を行う際の判断基準が異なるためである。
- すなわち、会計上は、時価が取得原価に比べて 50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、取得原価まで回復可能性があるといえる場合を除き減損処理が必要となるので、回復可能性が不明の場合は、減損処理が必要となる。

¹ 国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/090400/index.htm>)

- 一方で、税務上は回復可能性が無い場合のみ損金算入が可能となるため、回復可能性があるかどうか不明の場合は、損金算入ができない。
- このため、会計上で減損処理された場合でも、税務において損金算入が認められない場合もあり得るのである。
- もっとも、税務上、回復見込みの判断について、形式的な基準はなく、また、将来にわたる有価証券の価額を予測することは困難である。
- このため、法人自身の合理的な判断は尊重されるべきとされており、今回の Q&A は「合理的」な判断に資する事例をまとめている。
- Q&A では、以下の 4 点について解説している。本稿では、かかる 4 点の内容について概観する。

1. 株価が 50%相当額を下回る場合における株価の回復可能性の判断基準
2. 監査法人のチェックを受けて継続的に使用される形式的な判断基準
3. 株価の回復可能性の判断の時期
4. 株価の回復可能性の判断基準に該当した場合の評価損否認金の取扱い

1. 株価が 50%相当額を下回る場合における株価の回復可能性の判断基準

- ここでは、必ずしも株価が過去 2 年間にわたり帳簿価額の 50%程度以上下落した状態でなければ損金算入が認められないというものではないとしている。
- これは、企業会計上、時価のある株式が、時価の「回復可能性」なしとして減損処理が必要となる例として、「株価が過去 2 年間にわたり著しく下落した状態」が挙げられており、税務上、損金算入できるのがこの場合に限られるのかどうかについて答えたものと思われる。
- 税務上、回復見込みの判断について、画一的な基準を設けるのは困難であり、法人側から、過去の市場価格の推移や市場環境の動向、発行人の業況等を総合的に勘案した合理的な判断基準が示される限りにおいては、税務上その基準は尊重される。
- もっとも、法人が独自にこの株価の回復可能性に係る合理的な判断を行うことは困難な場合もある。
- そこで Q&A では、専門性を有する第三者である証券アナリストなどによる個別銘柄別・業種別分析や業界動向に係る見通し、株式発行人に関する企業情報などを用いて、当該株価が近い将来回復しないことについての根拠が提示されるのであれば、これらに基づく判断は合理的な判断であると認められるものと考えられるとしている。

2. 監査法人のチェックを受けて継続的に使用される形式的な判断基準

- ここでは、監査法人による監査を受ける法人が、株価の回復可能性の判断基準として一定の形式基準を策定し、税効果会計等の観点から、その監査法人に合理性についてのチェック²を受けて、継続的に使用するのであれば、税務上その基準に基づく損金算入の判断は合理的なものと認められるとしている。
- これは、監査法人のチェックを受けたものであれば、客観性が確保されていると考えられること、また、継続的に使用されるのであれば、判断の恣意性が排除されていると考えられることによるものである。
- なお、法人が繰延税金資産を含む財務諸表の監査を受けている場合には、上場株式の評価損の損金算入の基準が繰延税金資産に対して影響を与えるものであることから、その監査の過程で、監査法人によりその合理性についての検討が行われているものと考えられる。
- このため、財務諸表の監査を経ているものであれば、この損金算入の基準に対するチェックを受けたものと同等に取り扱うことができるとされている。
- ただし、この基準が税務上の観点から明らかに不合理である場合、損金算入の基準として認められない。
- 企業会計上の減損処理の基準と、監査法人のチェックを受けて継続的に使用される形式基準は、その内容を異にする可能性があるため、ある事業年度において企業会計上の減損処理を行った場合であっても、その評価損は損金算入の対象とはならないことがあるとしている。
- 形式基準を新規に策定した場合、または、現在使用している形式基準を変更した場合、新たな形式基準に基づく判断はその基準を自社の監査を担当する監査法人によるチェックを受けながら継続的に使用することを前提とすれば、新規策定又は変更を行った最初の事業年度から合理的なものとして取り扱うことができるとしている。
- ただし、自社の収益状況に合わせて、この基準の使用を取りやめたり、正当な理由なく変更したりするような場合は、合理的な判断と認められないとしている。

3. 株価の回復可能性の判断の時期

- ここでは、例えば、当事業年度末においては将来的な回復が見込まれないと判断して評価損を計上した場合に、翌事業年度以降に株価の上昇などの状況の変化があったとしても、そのような事後的な事情は

² 「監査法人によるチェック」は、利害関係を有する第三者の保護のために財務情報の信頼性を確保する責務を有する独立の監査法人や公認会計士が行うその責務に裏付けられた監査の一環として行われるものを指す。このため、監査法人等による関与であっても、その関与が自社の経営についてのコンサルタント業務のみを行うものなど、利害関係を有する第三者の保護のために行われる監査には当たらないものは、「監査法人によるチェック」に当たらない。

当事業年度末時点における株価の回復可能性の判断に影響を及ぼすものではなく、当事業年度に評価損として損金算入した処理を遡って是正する必要はないことを明らかにしている。

○すなわち、株価の回復可能性の判断は、あくまでも**各事業年度末時点**において合理的な判断基準に基づいて行うことを明確にしたものである。

4. 株価の回復可能性の判断基準に該当した場合の評価損否認金の取扱い

○評価損の計上事由が生じたため評価損を計上する場合、損金経理(確定した決算において費用または損失として経理すること)の方法によって処理しなければならない。

○すなわち、損金経理をしないで申告書の上だけで評価損の損金算入することは認められない。

○もっとも、過去の事業年度において有税で減損処理された評価損否認金について、新たに、税務上の合理的な判断基準により評価損を計上する場合に該当することとなった事業年度において、申告調整により損金の額に算入することが認められる(法基通 9-1-2)。

○この場合の税務上の合理的な判断基準に該当することとなった事業年度における損金算入額は、その事業年度末における株価を基礎として算定することとなるので、その事業年度末の帳簿価額と株価との差額に達するまでの金額となる。

○例えば、当事業年度末の株価が、直近の減損処理による会計上の帳簿価額を上回るものの依然として帳簿価額の50%相当額を下回っている場合は、当事業年度末の帳簿価額と株価との差額が損金算入の対象となる(例1)。

●例1

帳簿価額	100(A)
直近の減損処理後の会計上の帳簿価額	40(B)
当事業年度末の株価	45(C)
損金算入対象額	55(A)-(C)

(出所) 国税庁資料

○ただし、税務上、評価損として損金算入される金額は、あくまでも損金経理した金額に限られるので、会計上減損処理をしていない金額については、損金算入することは認められない。

○例えば、当事業年度末の株価が、直近の減損処理による会計上の帳簿価額を更に下回るものの、当事業年度において会計上減損処理がされない場合は、帳簿価額と直近の減損処理後の会計上の帳簿価額との差額が損金算入の対象となる(例2)。つまり、当期に下落した金額 $5(=40(B) - 35(C))$ は減損処理され

ないので損金算入の対象にはならない。

●例 2

帳簿価額	100 (A)
直近の減損処理後の会計上の帳簿価額	40 (B)
当事業年度末の株価	35 (C)
損金算入対象額	60 (A) - (B)

(出所) 国税庁資料